

## 技術教育研究会と私の歩み

5

佐々木 享

### 岩手の「技術教育を語る会」

私たちの技術教育研究会が発足したのと同じ1960年の12月、岩手県に「技術教育を語る会」というたいへん熱心なサークルが発足した。最近になって宮崎大学の福原美江氏が、「1960年代における家庭科教育研究——『岩手・技術教育を語る会』の場合1～4」としてこのサークルの活動の歴史をまとめておられる。福原氏の論文は家庭科研究の部分が中心となっているけれども、その年表などには技術科研究の記事も含まれている。これによると、「技術教育を語る会」の会合では、折々の多くの文献とともに私たち技教研の『会報』もよく読まれていた。技教研の『会報』以外には、日教組が編集して60年1月に発行した『国民のための教育課程』（緑表紙本などと言われた）も読まれている。

ついでに言えば、この緑表紙本の「技術科」の項は、長谷川淳先生が執筆している。東京都の1959年秋の教研集會でお目にかかったのが縁で、私はほんの少し意見を述べたに過ぎなかったのに、潔癖な長谷川先生は協力者として私の名前を掲げて下さったという経緯がある。「技術教育を語る会」の人たちは概ねこの緑表紙本の「技術科」の趣旨には賛同しておられたが、池上正道氏は賛成できない旨の意見を日教組の『教育評論』に投稿された。長谷川先生は池上氏と議論するのは嫌だといわれるので、やむなく私が同じ雑誌に反論を書くはめになった。池上氏が提起した論点は私の見るところでは教育方法の問題であり、今日重要なのは教育内容とその編成ではないかと思う、という趣旨だった。

### 技術科教科書の批判的検討

岩手の「技術教育を語る会」『会報』によると、同会が熱心に検討した書物の一つに、日教組が編集・発行した『新教科書の批判と研究 第2部(中学校編)』(1961年6月)がある。この書物は執筆者の氏名を明記してないけれども、「技術・家庭」の「技術教育の分野」の執筆には、前述の池上氏のほかに数名の技術科の教師、それに私も参加した。日教組教文部としては、当時の全国教研の助言者であった清原道寿先生にも参加をお願いしていたが、実際には一度も参加されなかったと記憶する。創設された「技術・家庭」の初めての教科書は、現在とは違って確か10社以上が参入していた。私たちは、そのほとんど全冊を分野ごとに批判的に比較検討した。良心的なしごとだったと思う。

### 日本産業教育学会の創立

1960年代の産業界の活発な動きは教育研究者にも反映し、1960年の秋には、戦前から技術教育、産業教育に深い関心をもっておられた細谷俊夫、桐原葆見両氏の呼び掛けで日本産業教育学会が発足した。私は、この学会には創立総会以来参加する幸運に恵まれた。

### 技術科の災害問題に取り組む

中学校の技術・家庭科は、1962年度から全学年に完全実施された。この頃から原正敏氏と私は、主として日教組の教育研究全国集會の分科会に参加する中で、技術科の授業中に生徒が大きな怪我をする事故が多数報告されていたこ

とに注目した。幸いなことに1960年に日本学校安全会(現在の日本体育・学校健康センター)が発足しており、児童・生徒の災害統計が発表され始めた。これにより、授業中の災害事故に限定すると、傷害事故(当時は廃疾事故と称していた)は技術・家庭科の場合が最も多数らしいことが判明した。

ここで原先生は、ものごとを綿密に調査するという研究スタイルの特徴を遺憾なく発揮され、日本学校安全会本部の事務局に相談をもちかけ、年末年始の休暇中に限定して、全国の支部から本部に提出された廃疾災害に関する報告書の全部を借り出し、事故の発生時間、怪我の部位、怪我の原因となった機械や工具の種類などを綿密に分析された。その結果、技術科の廃疾災害の圧倒的部分は手押しかな盤と丸のこ盤により発生していることなどがつきとめられた。

他方、いろいろ調査してみると、労働基準法に基づく「女子年少者労働基準規則」は、女子と18歳以下の年少者には手押しかな盤と径30cm以上の丸のこ盤の使用を禁止していることなどが判明した。これらの機械は、産業界では危険なものと判定されていたのである。職業科から技術科に転換した教師たちはそんなことを知らずに、文部省が推奨するままに、価格が比較的安いこともあって、これらの機械を中学校に導入したわけである。訓練のために年少者にこれらの機械を使用させる職業訓練の場では、指導員1人当たりの訓練生は10名以下と制限されている。あれこれ考えると、男子だけを集めると50名を超える中学校の生徒たちに、これらの危険な機械を使わせていたのだから、手指の切断というような災害が発生するのはむしろ必然だ、というのが私たちの結論だった。

私たちは、技教研の『会報』はもちろんのこと、各種の雑誌への執筆などほとんどあらゆる機会をとらえて、技術科における廃疾災害の実態を訴え、危険な手押しかな盤と丸のこ盤の使用禁止を訴えた。原先生は、幾つかの雑誌に発表した論文を編集して『技術科の災害と安全

管理』(明治図書、1964年10月)をまとめられた。これは事実上原先生の自費出版で、先生はこれを全国の技術科教員養成課程の教官たちに無償で配布した。

そのうちに広島県では、技術科の授業で指を失った生徒の親が学校側の責任を問う損害賠償請求訴訟を起こした。これは、ポータブルの鉋を倒置して使用させた際に発生した事故だった。原先生はこの訴訟にも援助の手を差しのべられた。また原先生と私は、この訴訟問題を中心テーマの一つとして、共著で『技術教育と災害問題』(1966年、国土社)を刊行した。原先生はまた、国会議員に働きかけて衆議院文教委員会において、技術科でこれらの危険な機械を使用禁止とさせるという問題を取り上げてもらうことに成功した。文部省もついに折れて、たとえ教科書に記載されていても、危険な手押しかな盤と径30cm以上の丸のこ盤の使用を禁止する旨の通知を出すに至った。

この問題に取り組むなかで、私は、国立公立学校の場合の損害賠償請求訴訟は国家賠償法によること、私立学校の場合は民法によること、いずれの場合もその基本的な法理は不法行為の理論によっていること、などをいわば否応なしに学ばなくてはならなかった。

### 日本母親大会とのおつき合い

ところで、この授業中に発生する子どもの災害といういわば悲惨な問題にいち早く反応したのは、日本母親大会連絡会の舛井とめおさんだった。舛井さんに呼び出されて、母親たちに学校における災害問題の話をする機会があったりしただけでなく、日本母親大会に設けられた災害問題の分科会にも何回か参加した。当時は教師や教育研究者でこの問題に関心を示す人は少なかったのに、日本母親大会のこの分科会が設置当初から盛会だったことには驚いた。当事者としての母親たちが集まってきたのだった。

(続く)